

生徒部だより

宮城県小牛田農林高等学校
第9号
平成29年9月4日

農林生の自転車レッドカード警告通知数76件 昨年から大幅増加 求む！交通安全への意識向上！！

夏休み中、遠田警察署の交通課の方が来校され、「自転車レッドカード警告結果通知制度に基づく学校別自転車交通安全指導状況(4~6月)」の報告がありました。以下は、その内訳です。

飲酒運転	信号無視	一時不停止	右側通行	歩道通行	無灯火	歩行者に危険を及ぼす違反
0	1	5	1	3	1	49
二人乗り	傘差し	携帯電話通話等	片手運転等	ヘッドホン使用等	合計	
4	0	4	2	6	76	

※歩行者に危険を及ぼす行為…自転車通行可の歩道上で、歩行者付近で徐行、一時停止しないなど。

本校生へのレッドカード通知件数が76件と、昨年の43件から大きく増加しました。内訳を見ると、「歩行者に危険を及ぼす違反」が特に目立ち、これも昨年の14件から49件と大幅に増えました。これは、由々しき事態です。また、宮城県内では111校中13番目に多いと指導されました。交通事故は車やバイクによるものと考えられがちですが、自転車による歩行者への被害の割合は、依然として多い状況が続いており、社会問題になっています。

今後は、学校全体をあげて、交通安全指導に努めていくことを遠田警察署の交通課の方へお伝えしました。生徒一人一人が高い意識を持って交通安全に努めましょう。

宮城県内での集計結果(4~6月) ※小学生、社会人等を除く

	飲酒運転	信号無視	一時不停止	右側通行	歩道通行	無灯火	歩行者に危険を及ぼす違反	二人乗り	傘差し	通話等	携帯電話	片手運転等	ヘッドホン使用等	合計	比率
中学生	0	1	38	26	10	37	293	16	4	17	6	33	485	4.2%	
高校生	0	33	193	123	88	231	1,774	168	19	160	17	582	3,409	29.4%	
大学生	13	102	85	99	84	468	534	42	48	140	17	668	2,397	20.6%	
専門学校生	1	16	22	31	45	149	153	21	12	46	2	201	714	6.1%	

高校生の違反が圧倒的に多くなっています。自転車での交通死亡事故の66%は自転車側に非があるそうです。また、下校時などの薄暮時間帯に発生ピークになるようです。これからの時期は、日暮れがますます早まります。自転車利用者も徒歩通学者も、様々な場面で交通安全に気をつけましょう。

先月発行した生徒部だよりでもお伝えしましたが、スマートフォンによるトラブルが相次いでいます。今回は、愛知県と仙台市・福岡県で起こった3つのケースを紹介します。

自撮りの「裸」つい友だちに転送... 児童ポルノ/拡散相次ぐ

中高生がスマートフォンで自ら撮った裸の画像などが、同級生の間で拡散する事例が相次いでいる。警察によると、ここ1、2年で目立ちはじめ、動機の多くは「面白半分」という。だが、これらは違法な「児童ポルノ」に該当するだけでなく、ひとたびネット上に流失すれば深刻な事態となる。専門家は「教育現場で踏み込んだ指導が必要だ」と指摘する。

昨年3月。愛知県内の中学校で、複数の女子生徒の裸の画像が、無料通信アプリ「LINE」を通じて同級生の間で拡散した事件があった。県警によると、ある男子生徒が「裸の画像を(自分で)撮影して送って」と女子生徒に要求し、複数人分の画像を入手。その後、別の生徒らの間で転送が繰り返されたという。県警は画像提供を求めた男子生徒を児童買春・児童ポルノ禁止法違反(製造、提供)容疑で、画像を転送した男子生徒2人を同法違反(提供)容疑でそれぞれ書類送検。男子生徒と画像を提供し合った女子生徒1人も同法違反(製造)容疑で立件した。

交際相手に関わるケースも。同県内の高校では一昨年から昨年にかけて、相手から求められて自撮りした女子生徒の裸の画像が同級生17人に拡散したほか、別の学校では「元彼」が性行為の動画を別の生徒に送り、約20人の高校生に広まる事件も起きた。県警は、両事件でそれぞれ5人以上の生徒を同法違反容疑で書類送検した。
(7/31 朝日新聞デジタル)

※書類送検...被疑者の身柄が拘束(逮捕)されていない事件について、捜査書類だけが検察庁に送致されること

仙台の男子高校生も...

仙台中央署は23日(8月)児童買春・ポルノ禁止法違反(製造)などの疑いで、仙台市青葉区の私立校3年の男子生徒(17)を逮捕した。逮捕容疑は3月19日、ツイッターで知り合った東京都の中学3年の女子生徒(15)が18歳未満と知りながら、スマートフォンで撮影させた上半身裸の画像2枚を無料通信アプリLINEで送信させ、その後、LINEで「拡散する」などと脅して下半身の裸の画像など5枚を送信させた疑い。
(8/24 河北新報)

教室内で女生徒のスカート下に携帯差し込む 男子高校生を容疑で逮捕

福岡県警は28日(8月)、福岡県内に住む男子高校生(18)を福岡県迷惑行為防止条例違反(卑猥な行為の禁止)容疑で逮捕した。

逮捕容疑は、7月13日午前、県内にある高校の教室内で、女子生徒(18)のスカートの下に携帯電話を差し込み、女生徒を著しく羞恥させ、不安を覚えさせる方法で、ビデオカメラに類するような機器を体に向けた疑い。
(8/28 西日本新聞)

軽はずみな行動や「悪いということはわかっていたんだけど」と流されてしまうような行動は慎みましょう。「後悔先に立たず」という言葉があるように、起こしてしまってから後悔しても、どうにもなりません。